

長崎県自殺対策連絡協議会設置要綱

(設置目的)

第1条 自殺対策基本法を踏まえ、県内の関係機関・団体が連携し、総合的な自殺対策の推進を図ることを目的として、長崎県自殺対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成させるため、次の事項について、協議検討する。

- (1) 情報の収集及び意見交換
- (2) 自殺対策の実施にあたっての連携
- (3) 自殺対策事業の実施状況についての検証
- (4) その他自殺対策の推進に必要な事項

(委員)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから知事が委嘱・任命する。

- (1) 医療・福祉・保健関係者
 - (2) 教育関係者
 - (3) 学識経験者
 - (4) 商工労働関係者
 - (5) 相談機関関係者
 - (6) 警察関係者
 - (7) 民間活動団体・報道関係者
 - (8) 地域団体関係者
 - (9) 県関係者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 任期途中の委員の欠員による後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出する。
- 3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、長崎県福祉保健部長が招集する。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、長崎県福祉保健部障害福祉課及び国保・健康増進課、長崎子ども・女性・障害者支援センターにおいて処理する。

(専門委員会の設置)

第7条 協議会における検討課題に関し具体的協議を行うため、専門委員会を設置する。

- 2 専門委員会の委員は、第3条に掲げる関係機関から選任するとともに、その他必要な者を加えることとする。
- 3 専門委員会は、別に定める設置要領に基づき設置、運営する。
- 4 専門委員会での協議、活動事項については、協議会の開催時に報告するものとする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、長崎県福祉保健部長が別に定める。

附則

この要綱は、平成18年11月2日から施行する。
この要綱は、平成19年7月25日から施行する。

長崎県自殺対策連絡協議会委員名簿

小澤 寛樹	長崎大学大学院教授 (※会長)
釣船 崇仁	長崎県医師会副会長
宮原 明夫	長崎県精神科病院協会会長
森 貴俊	新クリニック
長谷川麻衣子	長崎県保健所長会 (長崎県五島保健所)
柴原誠一郎	長崎県精神医療センター副院長
坂田千枝子	長崎県看護協会副会長
高鍋 洋	長崎県教育庁義務教育課 児童生徒支援室室長
大野 弘之	長崎県臨床心理士会理事
川添 志	長崎県弁護士会会長
前田修央人	長崎県司法書士会理事・相談事業部長
田中 謙吉	長崎労働局健康安全課長
林田 耕	長崎労働局職業安定課長
樽見 啓介	長崎産業保健総合支援センター副所長
江口 道信	長崎県中小企業団体中央会専務理事
松永 安市	長崎県商工会議所連合会専務理事
増本 利恵	日本労働組合総連合会長崎県連合会 副事務局長
永橋 法昭	長崎県食品安全・消費生活課長 (長崎県消費生活センター)
佐野 竜之	日本司法支援センター長崎地方事務所 副所長
北村 秀明	長崎県警察本部生活安全企画課長
三矢 泰彦	(福)長崎いのちの電話理事
山口 和浩	NPO 法人自死遺族支援ネットワーク Re 代表
山田 貴己	長崎新聞社報道部編集委員
遠藤 理史	NHK長崎放送局局長
高木規久子	長崎県市町会 (長崎市地域保健課長)
本山征一郎	長崎県町村会 (波佐見町健康増進課長)
後藤 満行	長崎県民生委員児童委員協議会副会長
寺田 道子	長崎県老人クラブ連合会副会長
益本 昌明	長崎県社会福祉協議会事務局長
沢水 清明	長崎県福祉保健部長
松本 和也	長崎県産業労働部雇用労政課長
吉田 弘毅	長崎県子ども政策局子ども家庭課長

(平成30年3月30日現在、順不同、敬称略)